

無料職業紹介事業事務手続き

香川県農業協同組合

第一章 総 則

（目 的）

第1条 無料職業紹介事業実施要領第5条に基づく事務取り扱いはこの手続きによる。

（求人・求職の申し込み）

第2条 組合の無料職業紹介所を介し求人・求職の募集を実施する場合は、所定の募集申込書（求人票：様式1、求職票：様式2）を組合に提出する。

（1）募集申込みの提出があった場合、組合は原則として求人・求職の申込みは全て受理するものとするが、内容を審査・確認し以下の場合は受理しないことができる。

①取扱業務の範囲以外の場合

②申込内容が法令に違反するとき

③労働条件が著しく不適當なとき

④労働条件等の文書明示がない場合

⑤本組合の組合員以外からの求人があった場合（父親が組合員で、非組合員であるその息子が経営する農場での募集についても受理できない。）

⑥日本国外に居住するものからの求職があった場合

（2）募集に際しては、所定の求人票あるいは求職票を事務所まで持参いただくことを基本とする。

求人募集については直接来所できない場合は、郵便、電話又はファックスでの申し込みも可能とする。

求職募集については、来所時に担当者により受け取りを行うとともに、面談等により求職者の人柄や農作業に対する適正を把握するように努める。

（3）内容の審査・確認された求人・求職票には受付日・受付番号・担当者名および有効期限を記入する。

（4）求人・求職票は、それぞれファイルへ綴り込み、施錠の出来るキャビネット等にて保管する。

雇用関係成立、募集有効期間経過等により募集が終了した求人・求職票は、別のファイルに移行、年度別に管理し保存年限経過後廃棄する。

（利用者の登録管理）

第3条 組合は募集申込みを受理したときは、「求人・求職管理簿」に入力を行い、求人・求職情報を正しく管理する。

2 利用者の登録は申し込みを受理した都度実施するものとする。

3 求職ならびに求人にかかる募集登録の有効期限については、募集申込書の受理後、

6 か月間とする。

ただし、有効期限到来前に、求職者あるいは求人者より募集継続希望の申出があった場合は、有効期限を6 か月延長する。

(求人・求職に対する紹介・斡旋)

第4条 紹介所は登録されている求人・求職情報を常に把握し、適切な雇用関係の締結が期待される(マッチングした)案件については、関係者に対して雇用を斡旋する。

2 斡旋方法としては、求人者および求職者と連絡を取り、日程・場所を調整し紹介所担当者を含めた3者での面接の場を設ける。

3 面接後、求人者へ採否の確認を実施し、求人者が採用とし、求職者が受けた場合は雇用手续へと進める。

また、求人者が不採用とした場合、あるいは、求人者は採用としたが求職者が拒否した場合は双方に結果を伝えるとともに、求職者に対しては継続して登録するかの意向も確認する。

4 求人者・求職者への紹介・斡旋にかかる状況、面接結果などについては「求人・求職管理簿」に記録しておく。

(雇用にかかる補助)

第5条 面接談の結果、双方の意向が合い、採用となった時は求人者と求職者の間で雇用契約を締結する。

その際、必要となる書類作成や手続きなどについて助言を求められた場合は、可能な範囲でその補助を実施する。

(労災保険の加入促進)

第6条 雇用者の労働または通勤中の事故・怪我等発生時の補償、また、経営者の雇用者保護の義務の観点から労働者災害補償保険(労災保険)への加入を促進する。

※農業に関しては常時雇用人数が5名未満の場合は、任意適用事業所として強制加入の対象外ではあるが上記の観点より、出来る限り加入いただけるようにする。

なお、法人の場合は常時雇用人数1名から適用事業所として強制加入となる。

(加入いただく際には、香川県農業協同組合労働保険事務組合に事務等委託いただけるようお願いする。)

(巡回指導)

第7条 雇用関係が成立した組合員宅には定期的に訪問し、事業主(組合員)、雇用者(紹介した求職者)双方から聞取り等を実施し、雇用条件や雇用者の作業状況について確認し、雇用内容に不備があれば改善指導を行う。

また、雇用にかかる関連法規等について、法規の変更時など、必要に応じて情報提供を行い、関連法規等に反せず適正な労務管理が実施できるように措置を講ずる。

(苦情等)

第8条 求人・求職に関する苦情等の受付は職業紹介所責任者または担当者が対応し、オペレーショナル・リスク管理システムを用いて管理するとともに、苦情等処理について適切な対応を実施する。

適切な対応を実施するために、内容に応じては、関連部署、社会保険労務士、弁護士等に助言を求めることとする。

2 労使間の労働争議に達した場合は、組合は中立の立場をとり、むやみに関与しない。

(情報管理)

第9条 登録情報の取り扱いについては最大限の注意を払うものとし、正当な理由がなく第三者に開示、漏洩してはならない。

(個人情報の取扱)

第10条 本事業の提供にかかる個人情報の取扱にあたっては、個人情報取扱承諾書(様式4)を徴するものとする。また、その運用に関しては個人情報適正管理規程(労働局様式例第4号)および当組合が別に定める規程等に基づき、適正に取り扱うこととする。

2 取引終了後(募集登録削除)の属する翌年度より起算して5年経過後、求人・求職者の事前・事後の承諾を得ることなく、求人・求職者の個人情報を安全に廃棄する。